

滋賀県土地開発公社の解散について

※公有地の拡大の推進に関する法律（抜粋）

第 22 条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

1 滋賀県土地開発公社解散の経緯

- 公社は、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和 48 年 3 月に設立された。前身の財団法人滋賀県開発公社からも含めて、これまで約 1,300ha の公共用地の先行取得や約 700ha の工業団地等の造成等を通じて、県勢発展の一翼を担ってきた。
- 県において平成 26 年 3 月に策定した「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」に基づき、公社のあり方について検討を進めた結果、地価の下落等により、公社本来の役割である公共用地の先行取得の必要性が低下し、所期の役割を果たしたものと考えられること等から、令和 4 年 8 月の総務・企画・公室常任委員会において、公社を解散することを報告するとともに、公社に解散方針を通知した。
- 公社においては、県の方針を受け「滋賀県土地開発公社解散実施計画」を策定し、同計画に基づき取り組みを進められ、令和 6 年 7 月 17 日に開催の公社理事会において、県からの依頼により解散の同意について諮られ、同意を得られた旨、公社より報告があった。

2 今後のスケジュール

令和 6 年度末に解散、令和 7 年度中の清算終了を目指し取り組む。

- ・ 令和 6 年 12 月頃 総務省・国土交通省へ解散認可申請
- ・ 令和 7 年 3 月末 解散認可を受け公社解散
- ・ 令和 7 年 9 月頃 清算終了

3 公社解散後の県の対応

(1) 長期未利用地

- ・ 長期未利用地は、公社解散後、残余財産として県に帰属し、土地の管理および利活用の検討は、県において引き続き進める。

(2) 業務の継続体制

- ・ 公社が担ってきた公有地取得事業のうち、先行取得を含む国直轄・NEXCO 事業および土木事務所の大規模事業については、これを担う組織体制を整備するとともに、土地取得事業特別会計や土地開発基金の活用などにより取組を進めることとする。

また、それ以外の公有地取得事業や土地造成事業についても、必要な組織体制を確保し、部局間で連携して対応する。

4 公社解散後に残余する見込みの財産

- 公社解散後、残余財産については、公有地の拡大の推進に関する法律および公社定款に基づき県に帰属する。
- 帰属した土地資産については、県の財産台帳において近傍地の固定資産税評価額を基に算定した資産価格（以下「台帳価格」という。）により管理し、県で維持管理を行う予定。
なお、原則として県に帰属後の当該土地資産の譲渡においては、不動産鑑定士より鑑定評価書を徴取し予定価格の積算を行ったうえで、適正な価格での譲渡を行う。
- 公社解散に伴う県での財政負担は生じない見込み。

財産区分	残余する見込みの財産	台帳価格 (予定)
現金資産	現金：約 725 百万円	
土地資産	びわこ文化公園都市用地（面積 45ha）簿価 3,389 百万円	6 百万円
	竜王岡屋地区（面積 13ha）簿価 927 百万円	3 百万円
	旧リゲインハウス整備用地（面積 14ha）簿価 744 百万円	2 百万円
	びわ細江工業団地（面積 9ha）簿価 1,410 百万円 ※事業用定期借地契約に基づく賃借料：約 28 百万円／年	1,100 百万円
その他資産	投資有価証券：（額面金額）1,430 百万円	

※令和5年度決算に基づく試算値であり、今後の状況により変動する可能性あり。

【参考】長期未利用地の利活用検討状況

・びわこ文化公園都市用地

大半が保安林や残置森林であり、地形や接道条件等の面からも、従来のような大規模な開発は困難な状況ではあるが、都市近郊の貴重な緑地として適切に管理し、滋賀アリーナなどと連携したスポーツや健康づくりに関連する利活用も視野に入れ、引き続き検討していく。

・竜王岡屋地区

大半が、市街化調整区域の保安林であることから、大規模な開発は困難な状況ではあるが、竜王町総合運動公園に隣接しているという当該地の可能性も踏まえ、竜王町とも連携し、現状を活かした利活用など、あらゆる可能性を探りながら幅広く検討していく。

・旧リゲインハウス整備用地

市街化調整区域の高低差のある山林ではあるが、蒲生スマートインターチェンジにも近接するという当該地の可能性も踏まえ、東近江市とも連携し、あらゆる可能性を探りながら引き続き幅広く検討していく。